

税制改正の主なポイント

平成19年から所得税・市県民税が大きく変わります

税務課市民税係 22-1313

■所得税・市県民税の税率
が変わります

所得割の税率は、これまでは所得や控除の額に応じて3段階ありましたが、平成19年度の課税分からは、所得の額に関わらず、一律に10%の税率（市民税6%、県民税4%）になります。

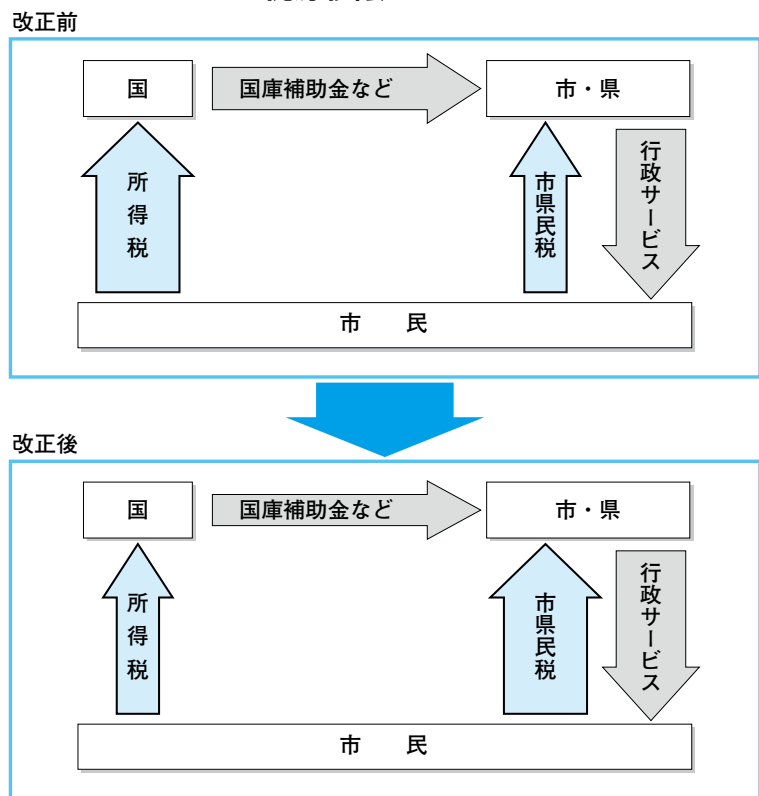
Q1 どうして変わるの？

税源移譲を行い、地方自治体の財政面での自主性を高めるためです。

う方針のもとで三位一体改革が進められていきます。

現在、県や市などの地方自治体は、地方税以外に、国が国税として集めた税金の中から国庫補助金などの形で国の税金の一部を受けて行政サービスを行っています。そこで、地方自治体が自主的に財源の確保を行い、住民にとって真に必要な行政サービスを自らの責任でより効果的に行えるよう、平成18年度の国の税制改正によって、国税である所得税の一部（3兆円規模）を地方税である個人住民税へ移すことにより、国が集める税金（所得税）を

税源移譲イメージ



少なくし、地方が集める税金（市県民税）を多くするものです。

自由度が高まり、市民の皆さんに、より身近な行政サービスを提供することが可能になります。

Q2 どうして一律10%の税率なの？

皆さんの受益と負担の関係を一層明確化するためです。

したが、一律、所得に比例した税負担になることで、市民の皆さんの行政サービスの受益と負担の関係が明確になります。

Q3 税源移譲で税金は増えるの？

市県民税が増えても所得税が減るの
で、合計すると税額は変わりません。
市県民税の税率が一律10%になるの
と並行して、所得税（所得に対してか
かる国の税金）の税率も変わるため、
税源移譲前と後では、国と市・県へ収
めていただく年間の税額の合計は変わ
りません（左表1）。

多くの方は、市県民税の割合が増え、所得税（国に収める税）の割合が減る
と考えてください。

なお、所得税の税率は平成19年分から変更になります（左表2）。

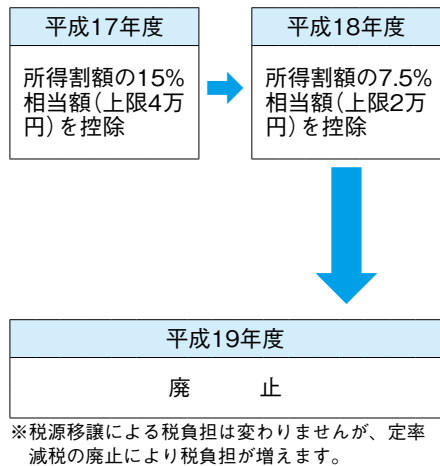
■定率減税が廃止されます

定率減税は、平成11年度に当時の不況対策として導入され、15%の減税をしてきました。

しかし、経済状況の変化とともに、段階的な見直しが進められました。

その結果、平成18年度は7・5%の減税となり、平成19年度からは廃止となります（左表3）。

■表3 定率減税の廃止（市県民税）



■表 1 所得税と市県民税の税率

所得税(国税)	改正前			改正後	
	課税所得	税率		課税所得	税率
	330万円以下	10%	➡	195万円以下	5%
	330万円超～900万円以下	20%		195万円超～330万円以下	10%
	900万円超～1,800万円以下	30%		330万円超～695万円以下	20%
	1,800万円超	37%		695万円超～900万円以下	23%
				900万円超～1,800万円以下	33%
				1,800万円超	40%

市県民税	改正前			改正後	
	課税所得	標準税率		課税所得	標準税率
	200万円以下	5%	➡	一律 ※所得税と市県民税を合わせた負担は変わりません。	10%
	200万円超～700万円以下	10%			
	700万円超	13%			

■表2 所得税と市県民税の税額 ※一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。

・独身者の場合

給与収入	税 源 移 譲 前				税 源 移 譲 後			負 担 増減額	
	所得税	市県民税	計		所得税	市県民税	計		
300万円	124,000円	64,500円	188,500円		62,000円	126,500円	188,500円		0円
500万円	258,000円	163,000円	421,000円		160,500円	260,500円	421,000円		0円
700万円	474,000円	307,000円	781,000円		376,500円	404,500円	781,000円		0円
1,000万円	966,000円	553,000円	1,519,000円		868,500円	650,500円	1,519,000円		0円

- ・夫婦+子ども2人(うち1人が特定扶養親族に該当)の場合

給与収入	税 源 移 譲 前		
	所得税	市県民税	計
300万円	0円	9,000円	9,000円
500万円	119,000円	76,000円	195,000円
700万円	263,000円	196,000円	459,000円
1,000万円	688,000円	442,000円	1,130,000円

➡

	税 源 移 譲 後		
	所得税	市県民税	計
	0円	9,000円	9,000円
	59,500円	135,500円	195,000円
	165,500円	293,500円	459,000円
	590,500円	539,500円	1,130,000円

=

負 担 増減額
0円
0円
0円
0円

その他の個人住民税の税制改正について

国の法律改正により、平成18年度以降に改正される税制の内容は、次のとおりです。

■**高齢者控除の廃止**（平成18年1月1日現在で65歳に達していた人）

改正前	➡	改正後
所得割控除額 48万円		廃止

■平成17年1月1日現在で65歳以上の人は、合計所得金額が125万円以下の場合、市県民税は非課税としていましたが、平成18年度以降、段階的に廃止されます。

改正前		改正後
所得割・均等割 いずれも非課税	18年度	所得割・均等割を2/3減額 (均等割額1,300円)
	19年度	所得割・均等割を1/3減額 (均等割額2,600円)
	20年度 以 降	減額なし (均等割額4,000円)

■同一市町村に均等割の納税義務を有する夫がいる場合、妻の均等割を非課税としていましたが、完全廃止となります。

改正前			改正後	
16年度	非課税	➡	均等割額を全額課税	
17年度	半額を課税 (2,000円)		(4,000円)	

■年齢65歳以上の人の公的年金収入額から所得金額を算出するときの
計算式が改正されました（平成18年1月1日現在で65歳に達していた人）

・最低保証額

改正前	改正後
140万円	120万円

・ 年齢65歳以上の方の公的年金の所得計算

改正前(平成17年度以前)	
収入金額	所得金額
260万円以下	収入金額－140万円
460万円以下	収入金額×0.75－75万円
820万円以下	収入金額×0.85－121万円
820万円超	収入金額×0.95－203万円

改正後(平成18年度以降)	
収入金額	所得金額
330万円以下	収入金額－120万円
410万円以下	収入金額×0.75－37万5,000円
770万円以下	収入金額×0.85－78万5,000円
770万円超	収入金額×0.95－155万5,000円